

# Universal Oneサービス契約約款（第6編） 【現改比較表】 2020年6月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第3章（略）

第4章 契約

第7条～第10条（略）

（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾）

第11条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(9)（略）

(10) C C Nアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1又はタイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込みをした者が、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるV P N契約又はUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に定める第2種契約若しくは第5種契約に係るものに限ります。）に係る契約者と同一の者とならないとき。

(11)（略）

第12条～第15条（略）

（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）

第16条 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2（略）

3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)～(9)（略）

(10) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1又はタイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるV P N契約又はUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に定める第2種契約若しくは第5種契約に係るものに限ります。）に係る契約者と同一の者とならないとき。

(11)（略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第3章（略）

第4章 契約

第7条～第10条（略）

（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾）

第11条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(9)（略）

(10) C C Nアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込みをした者が、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるV P N契約に係るものに限ります。）に係る契約者と同一の者とならないとき。

(11)（略）

第12条～第15条（略）

（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）

第16条 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2（略）

3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)～(9)（略）

(10) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるV P N契約に係るものに限ります。）に係る契約者と同一の者とならないとき。

(11)（略）

～2020年6月30日

2020年7月1日～

4 (略)  
第16条の2～第21条 (略)

第5章～第14章 (略)

別記

1～2 (略)

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
第1種契約	イーサネット通信サービス契約約款
<u>第2種契約又は第5種契約</u>	<u>Universal Oneサービス契約約款(第4編)</u>
V P N契約(アクセスタイプ7に係るものに限ります。)	Universal Oneサービス契約約款(第2編)
Universal One契約	Universal Oneサービス契約約款(第1編)

(2) (略)

4～23 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容			
(1) 種別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー2</td> <td>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、C C Nグループ識別共通符号又は当社が付与するI Pアドレスにより、本欄2(通信の相手先)に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) (略) (2) 別記3に規定する接続契約者回線</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	カテゴリー2
種 別	内 容			
カテゴリー2	1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、C C Nグループ識別共通符号又は当社が付与するI Pアドレスにより、本欄2(通信の相手先)に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) (略) (2) 別記3に規定する接続契約者回線			

4 (略)  
第16条の2～第21条 (略)

第5章～第14章 (略)

別記

1～2 (略)

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
第1種契約	イーサネット通信サービス契約約款
V P N契約(アクセスタイプ7に係るものに限ります。)	Universal Oneサービス契約約款(第2編)
Universal One契約	Universal Oneサービス契約約款(第1編)

(2) (略)

4～23 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容			
(1) 種別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー2</td> <td>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、C C Nグループ識別共通符号又は当社が付与するI Pアドレスにより、本欄2(通信の相手先)に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) (略) (2) 別記3に規定する接続契約者回線</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	カテゴリー2
種 別	内 容			
カテゴリー2	1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、C C Nグループ識別共通符号又は当社が付与するI Pアドレスにより、本欄2(通信の相手先)に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) (略) (2) 別記3に規定する接続契約者回線			

～2020年6月30日	2020年7月1日～
-------------	------------

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:70%;"> <p style="text-align: center;">のうち次に係るもの ア～イ (略) <u>ウ Universal Oneサービス契約約 款(第4編)に定める第2種契約又 は第5種契約</u></p> <p style="text-align: center;">(3) (略) 2 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table> <p>(2) 品目に係る料金の適用</p> <p>ア 当社は、カテゴリー2（クラス2（タイプ1のプラン3、<u>タイプ2のプラン3</u>及びタイプ6に係るものを除きます。）に限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">品 目</th> <th style="width:70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 カテゴリー2（クラス2のタイプ1 <u>又はタイプ2</u>に係るものに限ります。）に係る通信は、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるV P N契約 <u>又はUniversal Oneサービス契約約款(第4編)に定める第2種契約若しくは第5種契約</u>に係るものに限ります。）との間で行うことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 細目に係る料金の適用</p> <p>ア 当社は、カテゴリー2に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線による区別</p> <p>A (略)</p> <p>B クラス2に係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 別</th> <th style="width:80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>タイプ2</u></td> <td><u>別記3に規定する接続契約者回線(Universal Oneサービス契約約款(第4編)に定める第2種契約又は第5種契約に係るものに限ります。)</u>と接続して提供す</td> </tr> </tbody> </table>		<p style="text-align: center;">のうち次に係るもの ア～イ (略) <u>ウ Universal Oneサービス契約約 款(第4編)に定める第2種契約又 は第5種契約</u></p> <p style="text-align: center;">(3) (略) 2 (略)</p>	カテゴリー3	(略)	備考 (略)		品 目	内 容	(略)	(略)	区 別	内 容	タイプ1	(略)	<u>タイプ2</u>	<u>別記3に規定する接続契約者回線(Universal Oneサービス契約約款(第4編)に定める第2種契約又は第5種契約に係るものに限ります。)</u> と接続して提供す	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:70%;"> <p style="text-align: center;">のうち次に係るもの ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">(3) (略) 2 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table> <p>(2) 品目に係る料金の適用</p> <p>ア 当社は、カテゴリー2（クラス2（タイプ1のプラン3及びタイプ6に係るものを除きます。）に限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">品 目</th> <th style="width:70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 カテゴリー2（クラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係る通信は、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるV P N契約に係るものに限ります。）との間で行うことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 細目に係る料金の適用</p> <p>ア 当社は、カテゴリー2に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線による区別</p> <p>A (略)</p> <p>B クラス2に係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 別</th> <th style="width:80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		<p style="text-align: center;">のうち次に係るもの ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">(3) (略) 2 (略)</p>	カテゴリー3	(略)	備考 (略)		品 目	内 容	(略)	(略)	区 別	内 容	タイプ1	(略)
	<p style="text-align: center;">のうち次に係るもの ア～イ (略) <u>ウ Universal Oneサービス契約約 款(第4編)に定める第2種契約又 は第5種契約</u></p> <p style="text-align: center;">(3) (略) 2 (略)</p>																														
カテゴリー3	(略)																														
備考 (略)																															
品 目	内 容																														
(略)	(略)																														
区 別	内 容																														
タイプ1	(略)																														
<u>タイプ2</u>	<u>別記3に規定する接続契約者回線(Universal Oneサービス契約約款(第4編)に定める第2種契約又は第5種契約に係るものに限ります。)</u> と接続して提供す																														
	<p style="text-align: center;">のうち次に係るもの ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">(3) (略) 2 (略)</p>																														
カテゴリー3	(略)																														
備考 (略)																															
品 目	内 容																														
(略)	(略)																														
区 別	内 容																														
タイプ1	(略)																														

～2020年6月30日		2020年7月1日～									
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><a href="#">るもの</a></td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		<a href="#">るもの</a>	タイプ6	(略)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>タイプ6</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		タイプ6	(略)	
	<a href="#">るもの</a>										
タイプ6	(略)										
	タイプ6	(略)									
	(ウ) (略) イ～ウ (略)		(ウ) (略) イ～ウ (略)								
(4) カテゴリー 2の区別に係 る料金の適用	ア～イ (略) ウ <a href="#">クラス2のタイプ2には次の区別があります。</a>	(4) カテゴリー 2の区別に係 る料金の適用	ア～イ (略) ウ <a href="#">削除</a>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th><a href="#">区 別</a></th> <th><a href="#">内 容</a></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">プラン1</a></td> <td><a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスの10Mb/s品目に限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">プラン2</a></td> <td><a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスに限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">プラン3</a></td> <td><a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスの100Mb/s品目に係るものであって、コース1又はコース2のものに限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</a></td> </tr> </tbody> </table>	<a href="#">区 別</a>	<a href="#">内 容</a>	<a href="#">プラン1</a>	<a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスの10Mb/s品目に限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</a>	<a href="#">プラン2</a>	<a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスに限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの</a>	<a href="#">プラン3</a>	<a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスの100Mb/s品目に係るものであって、コース1又はコース2のものに限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</a>		
<a href="#">区 別</a>	<a href="#">内 容</a>										
<a href="#">プラン1</a>	<a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスの10Mb/s品目に限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</a>										
<a href="#">プラン2</a>	<a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスに限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの</a>										
<a href="#">プラン3</a>	<a href="#">別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第4編) に定める第2種契約又は第5種契約 (タイプ2のCCNアクセスの100Mb/s品目に係るものであって、コース1又はコース2のものに限ります。) に係るものに限ります。) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</a>										
	エ～オ (略)		エ～オ (略)								
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)								
(6) 定額利用料 の適用	クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。	(6) 定額利用料 の適用	クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。								

～2020年6月30日

2020年7月1日～

ア カテゴリ2の場合  
 (ア) (略)  
 (イ) クラス2の場合  
     A タイプ1 及びタイプ2の定額利用料(プラン3に係るものを除きます。)は、1回線ごとに基本額を適用します。  
     B～C (略)  
 (ウ) (略)  
 イ (略)

ア カテゴリ2の場合  
 (ア) (略)  
 (イ) クラス2の場合  
     A タイプ1の定額利用料(プラン3に係るものを除きます。)は、1回線ごとに基本額を適用します。  
     B～C (略)  
 (ウ) (略)  
 イ (略)

(7)～(8) (略) (略)

(7)～(8) (略) (略)

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリ2のもの

(ア) (略)

(イ) クラス2のもの

A (略)

B タイプ2のもの

a プラン1のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>10Mb/sのもの</u>	<u>96,000円 (105,600円)</u>

b プラン2のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>10Mb/sのもの</u>	<u>500,000円 (550,000円)</u>
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>2,000,000円 (2,200,000円)</u>

c プラン3のもの

CCNグループ回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>DSL回線のもの</u>	<u>2,800円 (3,080円)</u>
<u>光アクセス回線のもの</u>	<u>6,500円 (7,150円)</u>

(ウ)～(エ) (略)

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリ2のもの

(ア) (略)

(イ) クラス2のもの

A (略)

B 削除

(ウ)～(エ) (略)

～2020年6月30日	2020年7月1日～
<p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>